## 4号機 タービン建屋1階における火災報知器の作動(非火災報)について

平成 19 年 10 月 1 日

発生場所

4号機 タービン建屋1階

発生年月日

平成19年9月29日

発生時の状況

午後2時16分、タービン建屋1階(放射線管理区域内)において、 火災報知器(煙感知器)が作動しました。

午後2時17分、消防署に連絡するとともに、自衛消防隊消火チームを招集しました。

午後2時21分、火災ではないことを確認しました。

午後2時21分、消防署にその旨を連絡し、自衛消防隊消火チームの招集を解除しました。

原 因

復水器の貝排出作業に使用する吸引機の排気に含まれる霧状の 水分(ミスト)により、火災報知器が動作したものと推定されます。

対 策

吸引機の排気の放出先を、火災報知器がない場所に変更します。

お知らせ基準

「表2-16 発電所において、火災報知器が作動したとき」に該当します。

以上